

## 大官大寺下層土坑の出土土器

飛鳥藤原宮跡発掘調査部では、7世紀の土器編年をより精密化するため、従来までの基準資料の見直しを進めている。ここで報告するのは、1975年の大官大寺第2次調査で、中門南方において検出した下層土坑SK121から出土した土器である。土坑は大官大寺建立時の整地土下であり、東西に長い溝状のものとなる（奈文研1986『藤原概報6』）。出土土器は飛鳥Ⅲの標式資料である。

SK121出土土器の一部の良好な資料は、整理作業以前に盗難にあった（飛鳥資料館1991『飛鳥時代の埋蔵文化財に関する一考察』図録第24冊）。そのため、概報では一部を報告するにとどまらざるを得なかったが、今回は被盜難資料および未報告資料を提示した。土器は上層、下層に分けて取り上げたが、内容に大きな差はない。また、整地土出土の土器でも、明らかに同一型式と認められるものはここで取り扱った。今回は紙数の都合上、食器類を中心として報告し、他の器種は一部の紹介にとどめ、残りは稿を改めて報告することとしたい。

**土師器**（1～63） 杯A（10～15）は杯AⅠ（12～15）、杯AⅡ（11）、杯AⅢ（10）に分かれる。口縁端部は肥厚するもの（10・12）と内傾するもの（11・13～15）がある。調整は杯AⅠ、杯AⅡが底部外面を削るb手法、杯AⅢが底部外面を不調整で残すa手法による。15を除き外面に磨き、内面に放射二段暗文を持つ。15は厚手の深い器形で、胎土、調整も粗い。底部外面に黒斑がある。杯B（5～9）には杯BⅠ（8・9）、杯BⅡ（5～7）がある。内面に放射二段暗文を持ち、9はそれに連弧暗文を加える。杯B蓋（1～4）は、それぞれ杯BⅠ、杯BⅡに伴う。杯BⅠ蓋（4）は端部が肥厚し、内面に螺旋暗文を持つ。杯BⅡ蓋（1～3）は端部が尖り、暗文の有無は風化のために不明。1・2は完形品で、頂部の磨きは5単位になる。杯C（16～32）は杯CⅠ（27～32）、杯CⅡ（26）、杯CⅢ（16～25）に分かれる。調整は、杯CⅠが全て外面を磨くa1手法、b1手法であるのに対し、杯CⅡはb0手法、杯CⅢはa0手法と、外面の磨きを省略する。『藤原概報6』では外面の磨きのない個体のみ掲載したが、杯CⅠについてはほとんどが磨きを持つ。全て内面に放射暗文を持つが、23・24は風化のため暗文

は不明。16の底部外面には黒斑があり、29は厚手の個体で、他とは異質である。杯E（44）は深い器形で、b1手法で調整し、暗文は持たない。杯G（33～36）はa0手法で調整し、口縁端部は内傾する。杯H（37～42）はb0手法で調整するもので、口縁端部は外反する。38は底部外面に黒斑がある。ⅢA（45～54）はⅢAⅠ（46～54）とⅢAⅡ（45）に分かれる。調整は全てb1、b2手法による。ⅢAⅠの口縁端部はやや肥厚するもの（46～49）と内傾するもの（50～54）がある。45は放射二段暗文に連弧暗文を加える。ⅢAⅠの暗文は図示したものは放射一段暗文のみであるが、向きを違える放射暗文を三段に施す個体もある。54はやや厚手である。鉢A（43）は口縁部直下を幅狭くヨコナデし、それ以下を削るb1手法で調整する。底部内面にはハケ目が残し、底部外面に黒斑がある。高杯（55～63）は55～57が杯部、58～63が脚部の破片で、完形に復せるものはない。杯部は内面に放射暗文を持ち、外面はヨコナデで調整する。脚部は内面に絞り痕、裾部内面には指頭圧痕が残る。61の内面には布目がある。58の外面には爪の圧痕があり、裾部には煤が付着する。倒立させて灯火器として用いたもの。

**ロクロ製土師器**（71～87） SK121出土土器で特徴的なのは、ロクロ製土師器が多数出土していることであり、杯B蓋の1点は既に概報で図示している。これらは須恵器の器形（71～74）と土師器の器形（75～87）を持つものがあり、いずれも丁寧なロクロ削り調整を施す。72～74は杯G。73は底部に焼成前の穿孔を持ち、同一個体の破片から図上復原した。71は杯G蓋で、頂部外面をロクロ削りする。75～81は杯Cで、杯CⅠ（79～81）、杯CⅡ（76～78）、杯CⅢ（75）がある。84・85は杯B、82・83は杯B蓋。図示した蓋にはかえりがないが、かえりを持つ須恵器の器形の破片も出土している。86・87はⅢAで、86の内面には炭化物が付着する。

これらの土器の調整は非常に丁寧であるが、焼成はやや軟質のものが多く、胎土には長石、石英の微粒子とくさり礫を含み、くさり礫がナデや削りで流れるものが多い。土師器でも3・4・13・44・57は胎土にくさり礫を含んでおり、ロクロ製土師器との関係で興味深い。なお、胎土に角閃石を含む杯C（78）が1点ある。

**須恵器**（101～149） 杯A（123～127）は杯AⅠ（125～127）、杯AⅡ（123・124）がある。126・127は底部をロ

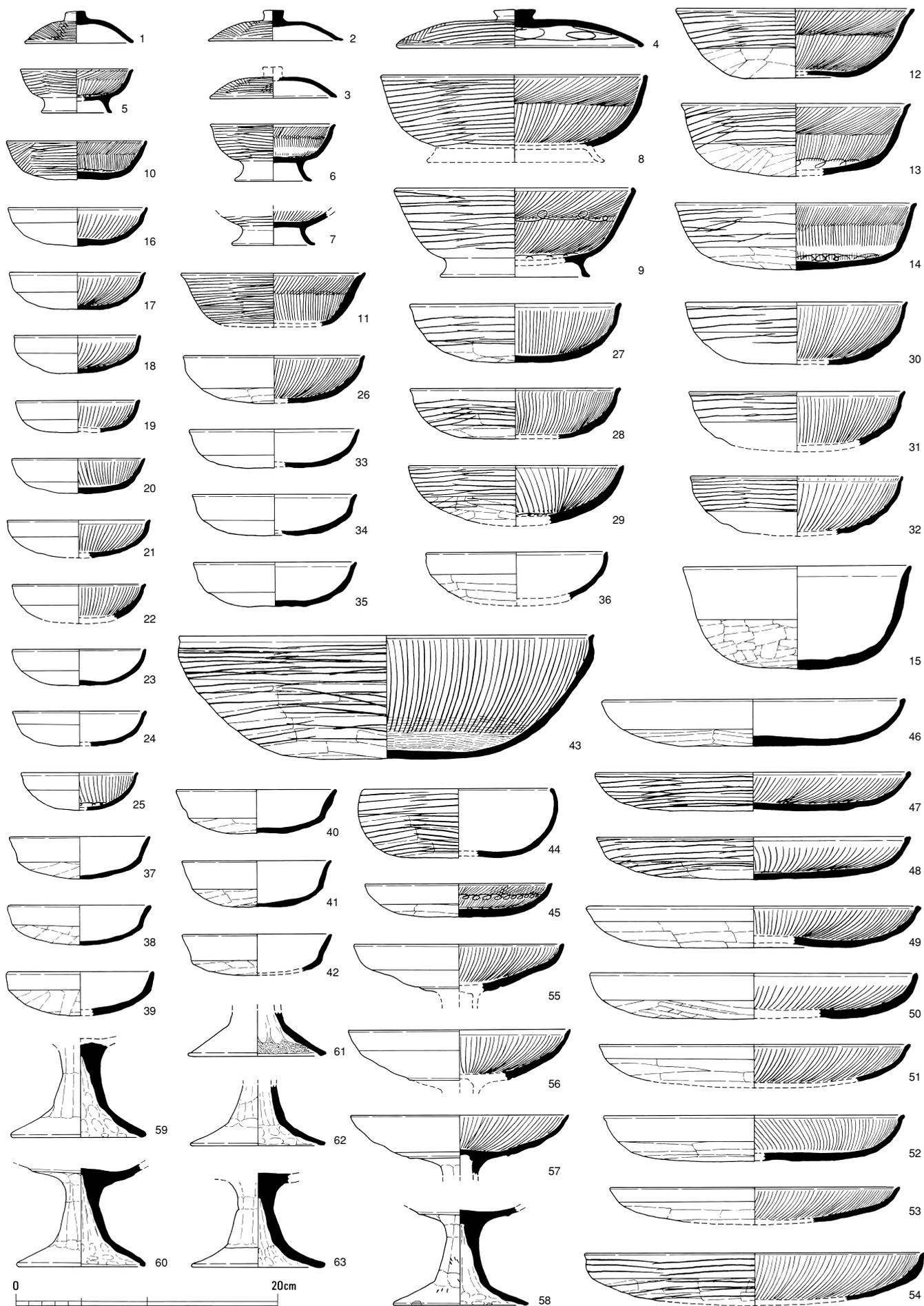


图44 SK121出土土師器 1:4

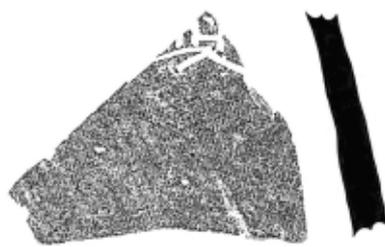


図45 刻字須恵器甕 1:2

クロ削りする。124の底部外面にはヘラ記号があり、126は灯火器として使用する。125は灰褐色の胎土で、表面に灰色の粘土が縞状に流れ、美濃尾崎窯の製品と考えられる。杯B（140～143）は杯BⅠのみが出土している。140はナデヤ削りで流れる白色粒子を含み、尾北篠岡窯か猿投窯の製品。142はやや粗放な胎土で、近江山の神窯の製品。143は口縁部の外反が著しい。杯B蓋（133～139）は全てかえりを持ち、外面をロクロ削りする。133～135は暗青灰色を呈する猿投窯の製品。133・134は頂部にカキ目状の痕跡がある。134は火櫛を持つ。杯G（113～122）は口径が9.2～11.4cmの範囲で、大小の区分があるかとも思われるが、その境界は漸移的である。口縁端部は内彎するもの、直立するもの、内傾するものがある。115・116・118・119は底部外面をロクロ削りする。116の底部外面にはヘラ記号を持ち、117は重ね焼きの痕跡がある。114～116は猿投窯の製品。120・121は灰白色を呈する生焼けの土器で、底部外面はヘラ切りのまま。120は灯火器として使用する。杯G蓋（101～112）は径9.8～13.5cmの範囲にある。全て頂部をロクロ削りする。106は暗青灰色を呈し、多量の白色微砂を含む近江地方の窯の製品。頂部にヘラ記号がある。111の外面には自然釉が降着する。ⅢA（144）は焼成が堅緻で暗赤褐色を呈し、底部をロクロ削りする。ⅢB（145）は口縁部と底部の境に明確な稜を持つ、類例の少ない器形。内面は平滑に磨滅しているが、墨痕はみられない。短頸壺（146・147）は肩の張る算盤玉状の体部に、短い口縁部を付す小型品。壺蓋（128～132）のうち、128・129は杯G蓋に近い器形で、かえりが下方に鋭く突出する。128は頂部に浅い凹線を入れる。130～132は杯H蓋的な器形を持つが、端部が屈曲する。短頸壺の蓋か。平瓶（148）は硬質に焼きあがる灰褐色で薄手の土器で、外面に濃緑色の自然釉が降着する。静岡県湖西窯の製品。胴部下半にヘラ記号を持つ。甕（149）は灰褐色の胎土で焼成は不良。胴部外面に平行叩きを持ち、内面はナデ調整を行う。酸化鉄を塗布する猿投窯の製品。図45に示したのは同一個体の破片で、直接接合はしないものの、肩部の破片かと思われる。「児」のヘラ書き文字があり、この時期の刻字土器の資料として重要である。

SK121出土の須恵器は、胎土や焼成で以下の通りの群に分けることが可能である。①青灰色を呈し、硬質に焼

きあがるもの（103・104・118）。②青灰色～灰色で、胎土に黒色粒子を含み、それがナデヤ削りで流れるもの（107・109・126・142・143）。③暗褐色で極めて硬質に焼きあがり、ロクロ削りを多用するもの（114～116・133～135）。④灰褐色でやや軟質のもの。胎土に白色粒子を含み、それがナデヤ削りで流れる（140）。⑤灰褐色で硬質に焼きあがり、表面がザラザラした感のあるもの（102・110・123・138）。⑥表面に灰色の縞状の筋が流れるもの（125・136）。⑦その他。

これらの群は①が陶邑産、③が猿投窯産、④が尾北篠岡窯産にあたる可能性がある。②は奈良時代のⅡ群土器の特徴を示すが、これは近年陶邑以外の各地の窯跡出土資料に散見されている。なお、須恵器の産地同定については奈文研所内科研「古代律令国家の須恵器の調納制を考える」参加者から有益な教示を得た。

**飛鳥Ⅲ土器の特質** SK121出土土器群は、飛鳥Ⅲ土器の標式資料の中では量・質ともに良好で、暗文・調整のくせや色調が類似する一群の土師器杯類や多器種にわたるロクロ製土師器の存在から、製作・消費段階での一括性が高い資料といえ、その特質の一端をみることができる。

① 土師器・須恵器ともに法量による器種分化がみられ、土師器杯A、杯C、杯Hは3法量、土師器杯B、ⅢA、須恵器杯A、杯Bには2法量がある。この特徴はロクロ土師器にも貫徹しており、飛鳥Ⅲ土器の様式的特徴の一つとみなせる。飛鳥Ⅰ・Ⅱの土師器杯Cにみられた法量による器種分化は、重碗形式模倣器種なるが故であって、ここにみる須恵器と土師器の他器種への波及は、この時期の様式的変換を物語るものである。

② 新たな器種（須恵器杯A・普遍的な杯B、浅い土師器杯B蓋）が出現し、飛鳥Ⅱよりも大型化したとみえる須恵器杯Gも新たな器種として位置づけられる。

③ すなわち、飛鳥ⅡとⅢの違いは、器種構成＝食器様式の違いであって、古墳時代以来の須恵器杯Hの消滅は必然のことである。ここに法量分化・互換性・多様な器種の出現を指標とする西弘海の「律令的土器様式」の萌芽的成立をみることができる。その成立の背景は、660年代の「百濟遺民」のもたらした多種の文化知識の一つとしての土器様式の採用にあるだろう。（西口壽生・玉田芳英）

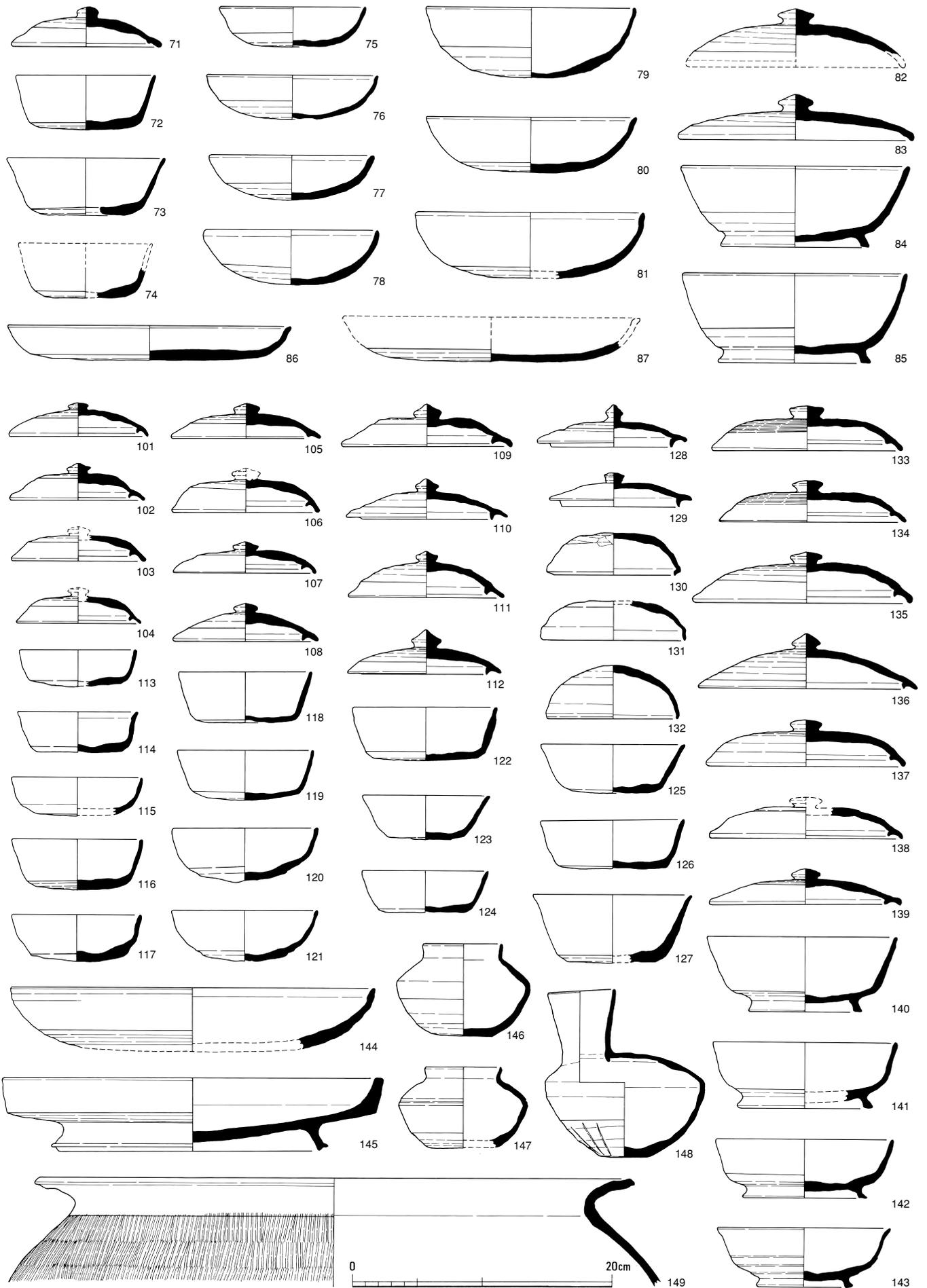


圖46 SK121出土口製土師器、須惠器 1:4